

Melbourne Language Centre Conditions of Enrolments
メルボルン・ランゲージ・センター入学における諸条件 (2010年)

Accommodation and Airport Pick up

宿泊と空港送迎について

ホームステイ宿泊は、学生のオーストラリア到着の詳細を受け取った段階で予約が確定されます。当校では、オーストラリア到着の少なくとも2週間前までに、この情報を受け取る必要があります。ホームステイ宿泊をキャンセルされる場合は、プレイスメント費用（ホームステイ手配費用）は返金されません。ホームステイ宿泊の最短期間は4週間です。最初の4週間のうちにホームステイ先を出る場合、返金はありません。また、ホームステイ先を出る場合には、2週間前までにその旨をホストファミリーに知らせて下さい。ホームステイ宿泊の延長は、1泊につきA\$40です。休暇が認められホームステイ先を一時的に離れる場合、通常の宿泊費用ではなく、部屋の確保料を1週間につきA\$100支払います。ホームステイ申込者が18歳未満の場合で当校のガーディアンシップサービスを利用しない場合は、オーストラリア在住のガーディアンの詳細を提出して下さい。

Condition of Enrolment (Please read carefully)

入学条件 (熟読して下さい)

メルボルン・ランゲージ・センターの返金条件

私は下記のメルボルン・ランゲージ・センターの返金条件に同意いたします。

- 返金の要請は、コース開始の20日前（営業日のみ）までにメルボルン・ランゲージ・センター宛で必ず書面にてなさなければなりません。
- 返金が行われる場合は、書面での返金の要請を受領後28日以内に、返金の詳細とともに支払われます。
- 入学金は当校の義務不履行以外の理由では返金されません。
- コース開始後は、理由の如何を問わず返金はされません。
- ホームステイ手配費用と空港送迎代は、到着の2週間以上前に通知されない限り返金されません。
- ホームステイの滞在期間（4週間以上申し込みの場合）を予定より早期に短縮する場合、支払った料金から10%の取り消し料がかかります。
- 学生ビザ発給が却下され、書面にて証明を受領した場合は、ESOS 規程 3.19 (2) & (3)に基づき、算出された金額が返金されます。
- メルボルン・ランゲージ・センターは、プログラムを中止したり提供を取りやめる権利を有します。万が一プログラムが中止となったり提供できなくなった場合は、Overseas Student Act 2000 のセクション27 および29 エデュケーションサービスの規定およびESOS 規定 2001（改訂版）に準じ、次のいずれかの選択権が提供されます。
 1. 不履行発生日から2週間以内に、全額返金されます。または、
 2. 学校側で代わりとなるコースまたはコースの一部を他校に手配し、その手配費用を負担します。学生が手配されたコースを受諾した場合、不履行の通知日より2週間以内に、提供校にそのコース費用が支払われます。
- 取り消し通知は、コース開始以前に、書面にて受理されなければなりません。入学金を除く諸費用は返金されます。ただし、以下は除きます。
 1. 入学手続き代理人に支払われた費用（該当する場合）、および
 2. コース授業料の20%の取り消し料
- 授業料は第三者へ譲渡できません。
- 返金は、センターと書面にて同意を交わした人に支払われます。

このポリシーとメルボルン・ランゲージ・センター苦情&控訴ポリシーは、学生からオーストラリア消費者保護法により訴訟を起こす権利また他の法的手段をとる権利を妨げるものではありません。

特記：メルボルン・ランゲージ・センターは、コース期日、授業料、その他のサービス料、ロケーション、時間割、スタッフの人員について、通達なしに中止、解雇、変更する権利を有します。

Declaration (誓約書)

- 私はこの申込書に記載した情報に偽りが無いことを誓います。
- 私はメルボルン・ランゲージ・センターのすべての入学条件および（エージェント、メルボルン・ランゲージ・センターのパンフレットやホームページや学校入学案内書を通じて）選択したコース詳細を熟読し、正確に理解したことを誓います。 またメルボルン・ランゲージ・センターの学生になることを宣誓します。
- 私は、メルボルン・ランゲージ・センターに提供した情報は、オーストラリア政府また関係機関、**The Tuition Assurance Scheme and the ESOS Assurance Fund Manager** からの求めに応じて提供されることに合意します。 また法的に要請された場合は、この同意書上や受講期間中の諸情報が私の許可なしに、諸機関に提供されることがあり得ることに合意します。
- 私は、メルボルン・ランゲージ・センターが **ESOS Act 2000** に基づき、メルボルン・ランゲージ・センターが、学生の入学の変更及び、出席率あるいは学業不振に関連する学生ビザ条件の不履行について、移民局に報告する義務があることを理解しています。

申込者署名 _____ 英語の申込書にご記入ください。

親／保護者署名 _____ 英語の申込書にご記入ください。

日付 _____ 英語の申込書にご記入ください。